

東京都消費生活協同組合模範定款例 新旧対照表

新	旧
<p>(役員<span>の</span>責任を<span>追及</span>する<span>訴え</span>)</p> <p>第32条 6か月前から組合員であった者は、この組合に対し、法第31条の8に定めるところにより、役員<span>の</span>責任追及等<span>の</span>訴え<span>の</span>提起を請求することができる。</p>	<p>(役員<span>の</span>責任を<span>追及</span>する<span>訴え</span>)</p> <p>第32条 6か月前から組合員であった者は、この組合に対し、法第31条の6に定めるところにより、役員<span>の</span>責任追及等<span>の</span>訴え<span>の</span>提起を請求することができる。</p>
<p>(決算関係書類等<span>の</span>作成等)</p> <p>第75条 この組合は、法第31条の9第2項に定めるところにより、各事業年度に係る決算関係書類等(決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。)を作成しなければならない。</p> <p>2 第1項の決算関係書類等は、法第31条の9第5項に定めるところにより、監事<span>の</span>監査を受けなければならない。</p> <p>3 ~ 8 (略)</p>	<p>(決算関係書類等<span>の</span>作成等)</p> <p>第75条 この組合は、法第31条の7第2項に定めるところにより、各事業年度に係る決算関係書類等(決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。)を作成しなければならない。</p> <p>2 第1項の決算関係書類等は、法第31条の7第5項に定めるところにより、監事<span>の</span>監査を受けなければならない。</p> <p>3 ~ 8 (略)</p>